



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *73 和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例施行規則 (NPO協働推進課)
- *74 和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則 (青少年課)
- *75 和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例施行規則 (")
- *76 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例施行規則 (医務課)

○ 公告

- 和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者の募集 (NPO協働推進課)
- 和歌山県立青少年の家における指定管理者の募集 (青少年課)
- 和歌山県青少年活動センターにおける指定管理者の募集 (")
- 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者の募集 (医務課)

規 則

和歌山県規則第73号

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例施行規則

◀目的

第1条 この規則は、和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

◀行為の禁止等

第2条 和歌山県NPOサポートセンター(以下「センター」という。)においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。

(4) 許可なく物品の販売等を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第5条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者(センターの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したとき、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第5条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第6条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県NPOサポートセンター指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) センターの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又は

これらに準ずる書類

(3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又

はこれらに準ずる書類

(4) 団体の事業計画書及び収支予算書

(5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類

(6) 団体の概要を記載した書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) センターの管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第6条の規定の例による。

別記様式(第6条関係)

和歌山県NPOサポートセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例第7条の規定により、和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県規則第74号

和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立青少年の家管理規則(平成12年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和歌山県条例第7号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第5条」を「第15条」に改める。

第2条から第11条までを次のように改める。

(施設の利用)

第2条 青少年の家は、おおむね5人以上の団体が宿泊して計画的な研修を行い利用するものとする。ただし、宿泊して利用する者の活動に支障がないと認められるときは、宿泊をせず利用することができる。

(定員)

第3条 青少年の家の施設に宿泊することができる者の定員は、別表に定めるとおりとする。

(行為の禁止等)

第4条 青少年の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年の家に設けた施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所への車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は青少年の家を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条、次条、第7条及び第9条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は青少年の家からの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒ぎよう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理上支障があると認められる者

(青少年の家の損害等の届出等)

第5条 利用者は、青少年の家の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第6条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により青少年の家の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 第3条に定める定員を超えて宿泊してはならないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (4) 青少年の家の施設に特別の設備を付加し、又は青少年の家の施設の設備に変更を加えないこと。
- (5) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、青少年の家の施設の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第9条 利用者は、青少年の家の利用を終了したとき又は条例第12条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第10条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県立(紀北・白崎・潮岬)青少年の家指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年の家の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又

はこれらに準ずる書類

- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 青少年の家の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 青少年の家の管理に係る経費の収支状況

別記様式 (第10条関係)

和歌山県立 (紀北・白崎・潮岬) 青少年の家指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例第7条の規定により、和歌山県立 (紀北・白崎・潮岬) 青少年の家の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による青少年の家の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

第12条を削る。

第13条中「知事」を「知事又は知事」に、「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

	和歌山県立紀北青少年の家	和歌山県立白崎青少年の家	和歌山県立潮岬青少年の家
施設に宿泊することができる者の定員	220人	200人	138人

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第65号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の和歌山県立青少年の家管理規則第10条の規定の例による。

和歌山県規則第75号

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第2条 和歌山県青少年活動センター(以下「センター」という。)においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にゴミ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第5条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(センターの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したとき、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第5条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第6条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県青少年活動センター指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) センターの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が

別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第6条の規定の例による。

別記様式(第6条関係)

和歌山県青少年活動センター指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例第7条の規定により、和歌山県青少年活動センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県規則第76号

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター(以下「センター」という。)を利用することができる者は、原則として一般の歯科診療所では治療が困難な障害者及び介護が必要な高齢者とする。

(行為の禁止等)

第3条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項及び次条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(センターの損傷等の届出等)

第4条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第5条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくな

った施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。

ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第7条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規定で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後2か月以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日の属する月の翌々月末までに当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 利用料金の収入の実績
 - (3) センターの管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
- (委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第7条の規定の例による。

別記様式(第7条関係)

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例第7条の規定により、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

公 告

県が設置する和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称 和歌山県NPOサポートセンター(以下「NPOサポートセンター」という。)
- (2) 場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 6階
- (3) 規模 面積156.15㎡(内会議室66.72㎡)
- (4) 施設 会議・交流、閲覧・相談、情報、作業、事務の各スペース

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) NPOサポートセンターの運営に関する業務
- (2) NPOサポートセンターの維持管理に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4 申請資格

指定管理者の申請資格は、次の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑にセンターを運営管理し、かつ、和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第64号)第1条に規定するNPOサポートセンターの設置目的をより効果的・効率的に運営を達成することができる法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。
- (2) NPOサポートセンターにおける指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。
なお、次項に定めるコンソーシアムにあっては、代表となる団体の代表者が説明会に参加していること。

5 コンソーシアムによる申請

複数の団体による共同体(以下「コンソーシアム」という。)が申請する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) コンソーシアムが申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(4) 会社更生法又は民事再生法等による手続をしている団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

6 和歌山県NPOサポートセンター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県NPOサポートセンター指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間

(ア) NPOサポートセンター

平成17年7月11日(月)から平成17年7月22日(金)まで(水曜日及び7月18日を除く。)の午前9時から午後9時まで(土曜日及び日曜日は、午前9時から午後5時まで)

(イ) 和歌山県庁環境生活部共生推進局NPO協働推進課

平成17年7月11日(月)から平成17年7月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び7月18日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所

(ア) NPOサポートセンター

和歌山市手平2丁目1-2

(イ) 和歌山県庁環境生活部共生推進局NPO協働推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 説明会に関する事項

ア 日時 平成17年7月28日(木) 午後1時30分

イ 場所 NPOサポートセンター会議室

ウ 説明会の内容

(ア) 募集要項及び仕様書による説明

(イ) 施設の見学

エ 注意事項

募集要項及び仕様書を持参すること。

(3) 説明会への参加の手続

説明会への参加希望者は説明会参加申込書を作成し、次により提出すること。

ア 参加申込書配付期間 (1) アに同じ。

イ 参加申込書配付場所 (1) イに同じ。

ウ 参加申込書提出期間

平成17年7月11日(月)から平成17年7月26日(火)

まで(水曜日及び7月18日を除く。)の午前9時から午後9時まで(土曜及び日曜日は、午前9時から午後5時まで)

エ 参加申込書提出場所

NPOサポートセンター
〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 ビッグ愛6階

電話 073-435-5424

ファクシミリ 073-425-5425

オ 提出方法

持参、郵送又はファクシミリで提出すること。

7 問い合わせ先

NPOサポートセンター

郵便番号 640-8319

住所 和歌山市手平2丁目1-2 ビッグ愛6階

電話番号 073-435-5424

ファクシミリ 073-435-5425

e-mail e0324002@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌山県立青少年の家における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者の指定

公の施設の管理については、次に掲げる施設ごとに指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

- (1) 和歌山県立紀北青少年の家
- (2) 和歌山県立白崎青少年の家
- (3) 和歌山県立潮岬青少年の家

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 和歌山県立紀北青少年の家の概要

- ア 施設名 和歌山県立紀北青少年の家
- イ 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3
- ウ 施設規模 本館及び食堂棟 RC2階 1938.39㎡
 宿舍 RC2階 831.60㎡
 体育館 RC2階 676.56㎡
 渡り廊下 RC平屋 112.85㎡
 更衣室 CB平屋 32.26㎡
 ポンプ棟 RC平屋 3.23㎡
 便所棟 CB平屋 5.76㎡
 研修棟 木造平屋 51.03㎡
 ポンプ室 プレハブ平屋 3.00㎡
 研修室 RC平屋 236.05㎡
 渡り廊下 RC平屋 66.06㎡
 野外活動ハウス 木造2階 26.45㎡
 野外活動ハウス 木造2階 26.45㎡

- 野外炊飯場上屋 鉄骨平屋 37.50㎡
- 野外洗場上屋 鉄骨平屋 9.60㎡
- 野外便所 RC平屋 22.17㎡
- 雨天営火場 鉄骨平屋 374.70㎡
- ポンプ室 鉄骨平屋 4.90㎡
- 濾過器室 鉄骨平屋 22.80㎡

エ 施設内容

- 宿泊室
- 研修室
- 体育館
- 雨天営火場
- テニスコート
- キャンプ場
- プール

(2) 和歌山県立白崎青少年の家の概要

- ア 施設名 和歌山県立白崎青少年の家
- イ 所在地 和歌山県日高郡由良町大引961-1
- ウ 施設規模 本館 RC2階地下1階 2323.99㎡
 浴室棟 RC平屋 147.72㎡
 渡り廊下 S平屋 28.70㎡
 プロパン庫 CB平屋 7.41㎡
 体育館 RC平屋 800.00㎡
 渡り廊下 S造屋 107.19㎡
 野外活動ハウス 木造平屋 21.66㎡
 野外炊飯上屋 鉄骨平屋 85.50㎡
 ポンプ室 RC平屋 22.80㎡

エ 施設内容

- 宿泊室
- 研修室
- プレイプラザ
- 体育館
- 雨天営火場
- キャンプ場
- つどいの広場

(3) 和歌山県立潮岬青少年の家の概要

- ア 施設名 和歌山県立潮岬青少年の家
- イ 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬669
- ウ 施設規模 本館 RC2階地下1階 2181.84㎡
 体育館 RC平屋一部2階 741.33㎡
 プロパン庫 RB平屋 8.00㎡
 倉庫 木造平屋 19.26㎡
 倉庫 鉄骨平屋 181.14㎡
 プール付属舎 CB平屋 74.00㎡
 サクリツ館職舎 木造平屋 45.30㎡
 炊事場上屋 鉄骨平屋 13.80㎡
 物干場 木造平屋 25.00㎡
 ポンプ室 RC平屋 7.50㎡
 便所 RC平屋 18.00㎡
 キャンプ倉庫 木造平屋 43.74㎡

便所 C B平屋 19.99㎡
 営火場 RC平屋 256.19㎡
 渡り廊下 S造平屋 150.36㎡

エ 施設内容 宿泊室

研修室
 体育館
 プール
 雨天営火場
 グランドゴルフ場
 キャンプ場

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 和歌山県立紀北青少年の家、和歌山県立白崎青少年の家又は和歌山県立潮岬青少年の家(以下「青少年の家」という。)の運営に関する業務
- (2) 青少年の家の維持管理に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)

4 申請資格

- (1) 申請資格を有するものは、指定期間中、安全円滑に青少年の家を管理運営し、かつ、和歌山県立青少年の家設置及び管理条例(平成12年和歌山県条例第7号)第1条に規定する青少年の家の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。
- (2) 県内に事務所又は活動の拠点を置く団体若しくは置くことを予定する団体であること。
- (3) 青少年の家における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。
 なお、次項に定めるコンソーシアムにあつては、代表となる団体の代表者が説明会及び現地見学会に参加していれば申請できるものとする。

5 コンソーシアムによる申請

- (1) 複数の団体による共同体(以下「コンソーシアム」という。)が申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請は、無効とする。

なお、その構成員が次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても、無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

- (3) 会社更生法又は民事再生法等による手続をしている団体

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

7 和歌山県立青少年の家指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県立青少年の家指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間

平成17年7月11日(月)から平成17年7月22日(金)までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
 和歌山県環境生活部共生推進局青少年課

(2) 現地見学会及び説明会に関する事項

ア 現地見学会

(ア) 和歌山県立紀北青少年の家現地見学会

- a 日時 平成17年7月25日(月) 午後1時30分から
- b 場所 和歌山県伊都郡かつらぎ町 紀北青少年の家 研修室

(イ) 和歌山県立白崎青少年の家現地見学会

- a 日時 平成17年7月26日(火) 午後1時30分から
- b 場所 和歌山県日高郡由良町 白崎青少年の家 研修室

(ウ) 和歌山県立潮岬青少年の家現地見学会

- a 日時 平成17年7月27日(水) 午後1時30分から
- b 場所 和歌山県東牟婁郡串本町 潮岬青少年の家 研修室

イ 説明会

(ア) 和歌山県立紀北青少年の家説明会

- a 日時 平成17年7月25日(月) 午後3時から
- b 場所 和歌山県伊都郡かつらぎ町 紀北青少年の家 研修室

(イ) 和歌山県立白崎青少年の家説明会

- a 日時 平成17年7月26日(火) 午後3時から
b 場所 和歌山県日高郡由良町 白崎青少年の家
研修室

(ウ) 和歌山県立潮岬青少年の家説明会

- a 日時 平成17年7月27日(水) 午後3時から
b 場所 和歌山県東牟婁郡串本町 潮岬青少年の家
研修室

ウ 現地見学会及び説明会の内容

- (ア) 青少年の家の施設見学
(イ) 募集要項及び仕様書による説明

エ 留意事項

- (ア) 青少年の家における指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。
(イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。
(3) 現地見学会及び説明会への参加のための手続
現地見学会及び説明会への参加を希望する団体は、参加申出書を以下により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配付

- (ア) 配付期間
平成17年7月11日(月)から平成17年7月22日(金)までの間(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部共生推進局青少年課

イ 参加申出書の提出方法

- (ア) 提出期間
平成17年7月11日(月)から平成17年7月22日(金)までの間(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部共生推進局青少年課

(ウ) 提出方法

提出場所を持参すること。

8 問い合わせ先

郵便番号 640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県環境生活部共生推進局青少年課
電話番号 073-441-2500(直通)
FAX番号 073-441-2501
e-mail e0314001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌山県青少年活動センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 施設名 和歌山県青少年活動センター(以下「青少年活動センター」という。)

(2) 所在地 和歌山市手平2丁目1番2号

(3) 施設規模

ア 事務室 91.32㎡

イ ビジュアルサロン 86.22㎡

ウ 活動室 89.77㎡

エ 和室 40.53㎡

オ 倉庫 29.50㎡

2 指定管理者が行う業務内容

(1) 青少年活動センターの運営に関する業務

(2) 青少年活動センターの維持管理に関する業務

(3) その他仕様書に記載する業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4 申請資格

指定管理者の申請資格は、次の条件をすべて満たす団体とする。

(1) 指定期間中安全円滑に青少年活動センターを管理運営し、かつ、和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第66号)第1条に規定する施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)であって、主たる事務所の所在地が和歌山県内にあること。

(2) 青少年活動センターにおける指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。

5 欠格条項

次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する団体が行った申請については無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年和歌山県条例第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2

年を経過しない者

(3) 会社更生法又は民事再生法等による手続を行っている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

6 和歌山県青少年活動センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県青少年活動センター指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配布

ア 配布期間

平成17年7月11日(月)から平成17年7月22日(金)まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

イ 配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県環境生活部共生推進局青少年課

(2) 説明会及び現地見学会に関する事項

ア 説明会

(ア) 日時 平成17年7月25日(月) 午後1時30分から

(イ) 場所 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ
和歌山ビッグ愛 8階 和歌山県青少年活動センター活動室

イ 現地見学会

(ア) 日時 上記説明会終了後

(イ) 場所 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ
和歌山ビッグ愛 8階 和歌山県青少年活動センター

ウ 説明会及び現地見学会の内容

(ア) 募集要項及び仕様書による説明

(イ) 青少年活動センターの施設見学

エ 留意事項

(ア) 青少年活動センターにおける指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

(3) 説明会及び現地説明会への参加のための手続

説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申出書を以下により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間

平成17年7月4日(月)から平成17年7月22日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までの間

(イ) 配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部共生推進局青少年課

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間

平成17年7月4日(月)から平成17年7月22日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までの間

(イ) 提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部共生推進局青少年課

(ウ) 提出方法

提出場所に持参すること。

7 問い合わせ先

和歌山県環境生活部共生推進局青少年課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

電話 073-441-2503

F A X 073-441-2501

e-mail e0314001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター(以下「センター」という。)

(医療法(昭和23年法律第205号)第7条の開設許可を受けた歯科診療所)

(2) 所在地

和歌山県和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 1階

(3) 規模等 延床面積 268.68㎡

待合いコーナー 24.12㎡

受付・医局・安静室 60.54㎡

麻酔室 33.17㎡

診察室等 88.55㎡

研修室・倉庫 62.30㎡

2 指定管理者が行う業務内容

(1) センターの運営に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他仕様書に記載する業務

3 指定の期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

4 申請資格
指定管理者の申請資格は、次の条件をすべて満たす団体とする。

(1) 指定期間中安全円滑にセンターを管理運営し、かつ、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号)第1条に規定するセンターの設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。ただし、法人格を有しない団体にあつては、代表者が歯科医師であること。

(2) 医療法第7条第5項の規定により、営利を目的としない法人等であること。

(3) センターにおける指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。

5 欠格条項
次の条件に該当する法人等が行った申請については無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人等

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当する者がある法人等

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 医療法、歯科医師法(昭和23年法律第202号)その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 破産者で復権を得ない者

エ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

オ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法又は民事再生法等による手続をしている法人

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等

6 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに説明会及び現地見学会

に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間
平成17年7月11日(月)から平成17年7月29日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。

イ 配付場所
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県福祉保健部健康局医務課

(2) 説明会及び現地見学会に関する事項

ア 日時
(ア)説明会
平成17年8月2日(火)午後1時30分から
(イ)現地見学会
平成17年8月2日(火)午後2時30分から

イ 場所(参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。)

(ア)説明会
センター研修室
(イ)現地見学会
センター

ウ 説明会及び現地見学会の内容
(ア)募集要項及び仕様書の説明
(イ)センターの見学

エ 留意事項
募集要項及び仕様書を持参すること。

(3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続
説明会及び現地見学会への参加を希望する法人等は、参加申出書を次により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配付
(ア)配付期間
平成17年7月11日(月)から平成17年7月29日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、休日を除く。
(イ)配付場所
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県福祉保健部健康局医務課

イ 参加申出書の提出方法
(ア)提出期間
平成17年7月11日(月)から平成17年7月29日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、休日を除く。
(イ)提出場所
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1

階

和歌山県福祉保健部健康局医務課

(ウ) 提出方法

提出場所に持参すること。

7 問い合わせ先

郵便番号 640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1

番地 和歌山県庁本館1階

和歌山県福祉保健部健康局医務課

電話番号 073-441-2603 (直通)

FAX番号 073-424-0425

e-mail e0501001@pref.wakayama.lg.jp